

議 案 第 36 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額及び勤勉手当等の支給割合を引き上げるため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期  
付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第20条の4第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第6項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第2を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第4を次のように改める。

別表第5を次のように改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「	「				
<table border="1"><tr><td>372,000 円</td></tr><tr><td>420,000 円</td></tr></table>	372,000 円	420,000 円	<table border="1"><tr><td>373,000 円</td></tr><tr><td>421,000 円</td></tr></table>	373,000 円	421,000 円
372,000 円					
420,000 円					
373,000 円					
421,000 円					
」を	」に改める。				

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

別表第1中

「	「																								
<table border="1"><tr><td>154,600 円</td></tr><tr><td>156,100 円</td></tr><tr><td>157,500 円</td></tr><tr><td>159,000 円</td></tr><tr><td>160,300 円</td></tr><tr><td>161,700 円</td></tr><tr><td>163,200 円</td></tr><tr><td>164,600 円</td></tr><tr><td>166,000 円</td></tr><tr><td>167,500 円</td></tr><tr><td>168,900 円</td></tr><tr><td>170,400 円</td></tr></table>	154,600 円	156,100 円	157,500 円	159,000 円	160,300 円	161,700 円	163,200 円	164,600 円	166,000 円	167,500 円	168,900 円	170,400 円	<table border="1"><tr><td>155,500 円</td></tr><tr><td>156,900 円</td></tr><tr><td>158,400 円</td></tr><tr><td>159,800 円</td></tr><tr><td>161,100 円</td></tr><tr><td>162,500 円</td></tr><tr><td>164,000 円</td></tr><tr><td>165,500 円</td></tr><tr><td>166,800 円</td></tr><tr><td>168,300 円</td></tr><tr><td>169,700 円</td></tr><tr><td>171,200 円</td></tr></table>	155,500 円	156,900 円	158,400 円	159,800 円	161,100 円	162,500 円	164,000 円	165,500 円	166,800 円	168,300 円	169,700 円	171,200 円
154,600 円																									
156,100 円																									
157,500 円																									
159,000 円																									
160,300 円																									
161,700 円																									
163,200 円																									
164,600 円																									
166,000 円																									
167,500 円																									
168,900 円																									
170,400 円																									
155,500 円																									
156,900 円																									
158,400 円																									
159,800 円																									
161,100 円																									
162,500 円																									
164,000 円																									
165,500 円																									
166,800 円																									
168,300 円																									
169,700 円																									
171,200 円																									
」を	」に改める。																								

別表第2中

173,400 円	174,300 円
174,600 円	175,500 円
175,800 円	176,700 円
177,000 円	177,900 円
178,200 円	179,100 円
179,300 円	180,200 円
180,700 円	181,600 円
182,100 円	183,000 円
183,400 円	184,300 円
184,600 円	185,500 円
185,900 円	186,800 円
187,300 円	188,200 円

」を 」に改める。

第4条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付条例」という。）第7条第1項の表、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、平成29年4月1日から適用す



る。

- 3 第1条の規定（給与条例第20条の4第2項及び附則第6項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）又は第3条の規定による改正後の任期付条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。